

## ○職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成 7年 3月31日条例第 2号)

改正 平成11年 8月26日条例第 1号  
平成14年11月 6日条例第12号  
平成16年10月30日条例第 2号  
平成19年 3月14日条例第 2号  
平成20年 3月 6日条例第 1号  
平成21年10月14日条例第 1号  
平成22年10月27日条例第 3号  
平成23年10月27日条例第 1号  
平成25年10月 9日条例第 1号  
平成28年 3月 8日条例第 6号  
平成28年12月26日条例第 9号  
平成29年 3月31日条例第 2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1 週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める時間とする。

3 法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第

2 項の規定により採用された職員で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める時間とする。

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務内の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第 4 条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては 8 日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4 週間ごとの期間につき 8 日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である職

員について、管理者と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（休息时间）

第6条の2 任命権者は、第4条第1項に規定する職員について、所定の勤務時間のうちに、規則で定めるところにより、休息時間を置くものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 任命権者は、管理者（労働基準法（昭和21年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該継続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(時間外勤務代休時間)

第7条の2 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和47年上越地域消防事務組合条例第5号)第2条第3項において準用する一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年上越市条例第75号。以下「上越市給与条例」という。)第14条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間を割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第9条に規定する休日及び第10条第1項に規定する代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部または一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第7条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある

職員であって、規則で定めるもの

- 2 前項の規定は、第 15 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）を養育する」とあるのは、「第 15 条第 1 項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第 8 条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 7 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、第 7 条第 2 項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前 3 項の規定は、第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達す

るまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（休日）

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）並びに12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日（次条第1項において「休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第10条 任命権者は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間

とする。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、上越地域消防事務組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則の定めるところにより当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休

暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

#### (介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、職員の給与に関する条例第2条第2項において準用する上越市給与条例第21条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

#### (介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

#### (病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、規則で定めるところにより任命権者の承認を受けなければならない。

#### (規則への委任)

第17条 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (臨時職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 臨時職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し

て管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(上越地域消防事務組合職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日、休暇に関する条例の廃止)

第 2 条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 上越地域消防事務組合職員の勤務時間に関する条例(昭和 47 年上越地域消防事務組合条例第 10 号)

(2) 職員の休日、休暇に関する条例(昭和 47 年上越地域消防事務組合条例第 11 号)  
(経過措置)

第 3 条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の上越地域消防事務組合職員の勤務時間に関する条例(以下「旧勤務時間条例」という。)第 2 条第 2 項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの 5 日間において 1 日につき 8 時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第 3 項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第 5 条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとはみなす。

2 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について旧勤務時間条例第 2 条第 2 項ただし書又は第 3 項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第 4 条又は第 5 条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとはみなす。

3 前 2 項の規定が適用される職員について旧勤務時間条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づき定められている休憩時間及び休息時間については、第 6 条及び第 7 条の規定に基づく休憩時間及び休息時間とはみなす。

4 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員の同日以後の平成 7 年における年次有給休暇の日数については、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際の前条の規定による廃止前の職員の休日、休暇に関する条例(以下「旧休日休暇条例」という。)に規定する年次有給休暇の残日数とする。

5 この条例の施行の際現に旧休日休暇条例の規定に基づき職員が請求している年次有給休暇については、第 12 条第 3 項の規定に基づき請求したものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧休日休暇条例の規定に基づき任命権者の承認を受けている特別休暇又は病気休暇については、第 16 条の規定に基づき任命権者が承認したもの

とみなす。

- 7 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、管理者が別に定める。

(平成 25 年度における特例)

第 4 条 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項中「同条第 2 項」とあるのは、「同条例附則第 14 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項」とする。

附 則 (平成 11 年 8 月 26 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 11 月 6 日条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第 8 条の 2 第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求から適用し、施行日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 15 条の規定は、第 2 条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 17 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して 3 月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して 6 月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第 15 条第 2 項中「連続する 6 月の期間内」とあるには、「施行日から当該状態についての介護休暇の初日から起算して 6 月を経過する日までの間」とする。
- 4 旧条例第 16 条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して 3 月を経過していない職員の介護休暇の期間については新条例第 15 条第 2 項中「連続する 6 月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して 6 月を経過する日までの間」とする。

附 則 (平成 16 年 10 月 30 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 14 日条例第 2 号)

改正 平成 21 年 10 月 14 日条例第 1 号

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 6 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 14 日条例第 1 号~~抄~~）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 27 日条例第 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 8 条第 2 項の規定による請求又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限をする期間の初日とする同条第 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、これらの請求を行うことができる。

附 則（平成 23 年 10 月 27 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において任命権者が週休日（同条に規定する週休日とされた日をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合について適用し、施行日前において任命権者が週休日に勤務することを命じた場合については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 10 月 9 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 4 条の規定は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 8 日条例第 6 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成29年3月31日までの間は、第8条第1項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。
- 3 改正前の第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の(初日から起算して6月を経過するまでの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

附 則(平成29年3月31日条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。